

「農業分野の外国人材の受入れ」に対する愛知県提案

～“稼げる”大都市近郊農業(施設園芸等)のボトルネックを解消し、日本農業の成長産業化をリード！～

「園芸王国あいち」の強みと課題

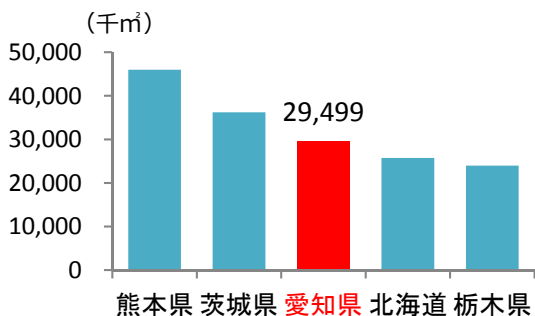
- 愛知県は、**全国屈指の施設園芸産地**であり、園芸用施設の設置面積が**全国第3位**。なかでも「施設野菜」部門の農業経営体の**農業所得は高く**、同じ施設型の畜産とともに「**稼げる農業**」としての成長が期待。
- 本県では、モノづくりが盛んな本県の強みを生かし、先端技術を用いた高度な環境制御を可能とする「**あいち型植物工場**」の普及や「**次世代施設園芸拠点**」の整備（全国10か所のうちの1つ）などにより、施設園芸産地の競争力強化を支援。
- 一方、全国第7位の農業産出額（3,010億円、H26）を持つ本県においても、**農業従事者の高齢化や人材不足**は深刻な課題。

農業に従事した経験があり、一定の知識・技能を持つ
外国人材を「強い農業」（施設園芸等）の産地に受入れ

期待される効果

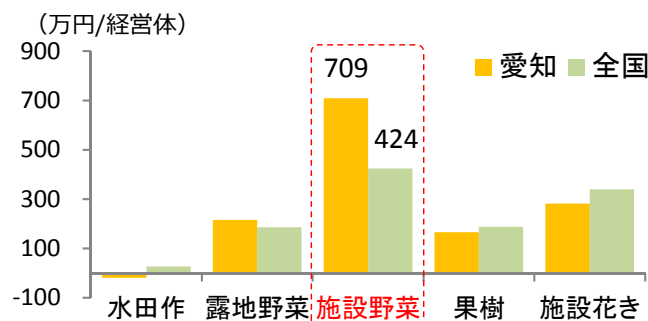
- 生産性が高く、収益力があり、成長が期待される施設園芸等を中心とした**大都市近郊農業**に、**即戦力となる外国人材**を受け入れることで、**労働力不足による成長・発展のボトルネック**を解消。
- 高品質な農産物の安定供給が可能となり、経営規模拡大や輸出促進など**競争力のある「強い農業」**の実現に貢献。
- 愛知県の高度な栽培技術を習得した外国人材は、帰国後に**母国の農業発展**に貢献。本県の**栽培技術の輸出**にもつながる可能性。

園芸用施設設置面積（上位5道県）



出典：平成24年園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する実態（農林水産省）

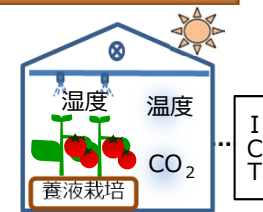
農業経営体当たりの農業所得



出典：農業の動き2016（愛知県）

施設園芸の振興に向けた愛知県の取組例

- 【あいち型植物工場】
 - 既存の温室等を有効活用し、温度やCO₂等のモニタリング結果を基に環境制御を行う。
- 【次世代施設園芸拠点】
 - ICTを活用し高単収（地域平均の約2倍）かつ安定的なミニトマト生産を行う。（2015 農林水産省採択）



栽培設備

《ポイント》

- 高度な栽培技術（環境制御技術）を導入した施設園芸の生産性を高めるためには、その技術に対応可能な人材を確保することが必要。
- 受入れ当初から即戦力となるためには、農業に対する一定の知識・技能に加え、コミュニケーション能力や実際に愛知県での就業経験があることが効果的。



規制の特例措置の内容

《外国人材への在留資格の認定》

特定の要件を満たす外国人材が農業に就労できるよう、**在留資格「特定活動」に位置付け**。
 ※在留期間：最長5年（更新不可。就労を目的とする他の在留資格への変更も認めない。）

《その他の措置》

- 労働者派遣法の特例（例：離職後1年以内の人を元の勤務先に派遣することの禁止の対象外とする。派遣期間制限の対象外とする。） など

農業分野技能実習生受入人数
1,198人 (H27 全国4位)

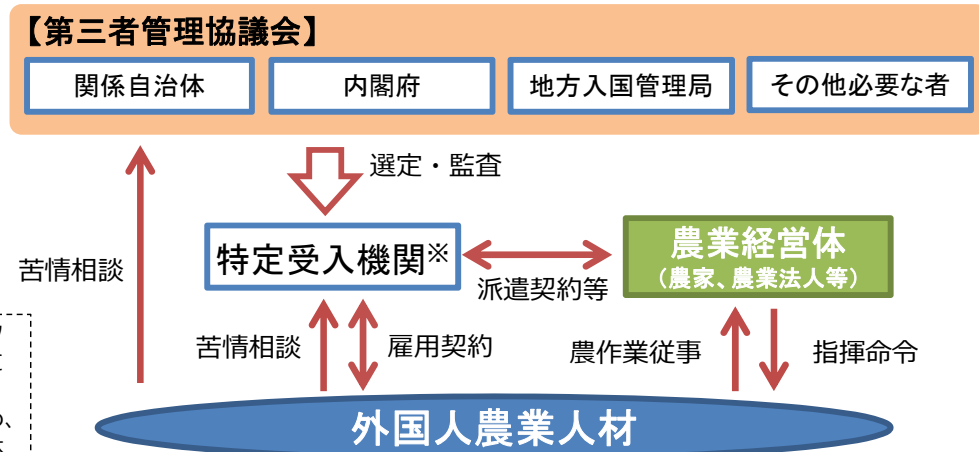
【特定の要件】

- ① 愛知県において外国人技能実習制度（第二号）を修了した者で、引き続き愛知県で農業に従事することを希望する者。または、技能実習制度（第二号）修了者と同レベルの技術を有する者。
- ② 一定の日本語能力を有すると認められる者。
※日本語能力試験N4以上を想定（基本的な日本語を理解）
- ③ 特定受入機関が、日本人と同等額以上の報酬で雇用する者。

外国人農業人材の受入体制

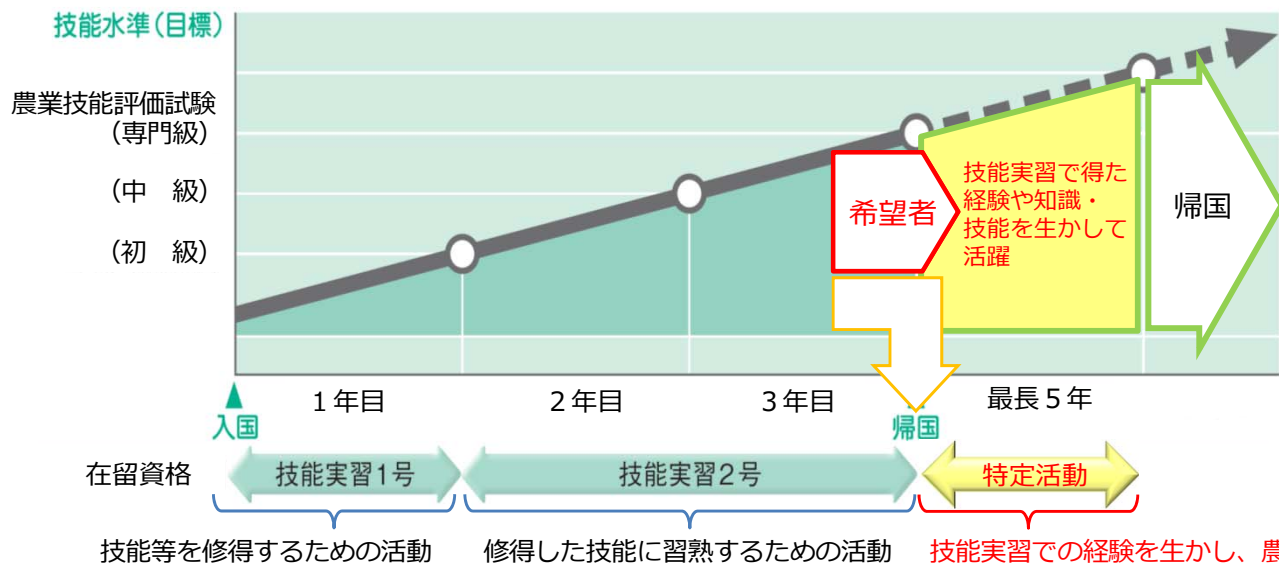
- 特定受入機関が要件を満たす外国人材と雇用契約を締結し、農業経営体に派遣。
- 特定受入機関は外国人材が有する能力（知識や経験等）や農業経営体の意向等を考慮し、派遣先を決定。
- 関係機関等で組織する「第三者管理協議会」を設置し、特定受入機関を管理（選定・監査）。

※ 施設園芸は、繁閑の少ない周年農業であり、外国人は一つの農業経営体において年間フルタイムで安定して従事できる（外国人の労務管理が容易）。加えて、各作物の農繁期に合わせて柔軟に外国人を活用できるようにするためには、「特定機関受入れ型」が適当。
 ※ 専門的知識・技能が必要な施設園芸では、現場でのきめ細やかな指導が必要であるため、特定受入機関と農業経営体との間の契約は「派遣契約」（外国人への指揮命令は農業経営体が行う）を基本とする。ただし、特定受入機関となりうる団体の特性も考慮して、請負契約とすることも可能とする（選択制）。



※労働者派遣法の許可を受けた事業者、外国人技能実習制度における「監理団体」（農業協同組合、事業協同組合など）

技能実習制度からの移行イメージ



※特定活動
「出入国管理及び難民認定法」
において、法務大臣が個々の外国人
人について特に指定する活動。
現行制度では農業は指定の対象外。

技能実習での経験を生かし、農業現場の中核的な人材として活躍。
高度な栽培技術を習得した外国人材は、帰国後に母国の農業振興により貢献。

農業分野における技能実習生の受入れ状況

○ 技能実習生受入れ先の構成比としては、「施設園芸」が全体の8割弱となっており、「酪農」等の畜産を含めた施設型農業で9割以上を占める※。

(平成28年10月末時点)

施設園芸	受入れ人数	構成比	畜産	受入れ人数	構成比
キク	71人	25.8%	酪農	45人	16.4%
トマト(ミニトマト)	41人	14.9%	養鶏	2人	0.7%
バラ	33人	12.0%	肉牛	1人	0.4%
鉢物(洋ランなど)	33人	12.0%	小計(畜産)	48人	17.5%
大葉	27人	9.8%	露地野菜		
洋花(アルストロリアなど)	6人	2.2%	露地野菜	14人	5.1%
葉物野菜(水菜)	1人	0.4%	果樹		
小計(施設園芸)	212人	77.1%	ミカン	1人	0.4%
			合計	275人	100.0%

※ 県内各JAを経由して受け入れている技能実習生